

平成 30 年 2 月 27 日

平成30年第1回神奈川県議会定例会

防災警察常任委員会報告資料

安全防災局

目 次

I	避難所マニュアル策定指針の改定について	1
II	大涌谷周辺の火山活動に関する県の取組について	3
III	総合防災センターの機能強化について	5
IV	消防学校訓練施設の入札無効後の対応について	6
V	主な防災訓練の実施状況について	7
VI	災害時の支援等に関する協定の締結について	9
VII	横須賀三浦地域県政総合センターの工業保安業務の移管について.	11
VIII	市町村の消防広域化の取組状況について	12
IX	被災地への任期付職員の派遣について	13
X	鳥インフルエンザへの対応について	14

参考資料 避難所マニュアル策定指針改定案

I 避難所マニュアル策定指針の改定について

1 概要

避難所の運営については、平成28年4月に国が「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を改定したほか、「避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン」などを公表している。一方、平成28年4月に発生した熊本地震においては、避難所外避難者の把握など、様々な課題が指摘された。そこで、県では、国の指針やガイドライン、熊本地震の教訓などを基に、市町村や有識者の意見を聞きながら、「避難所マニュアル策定指針」を改定する。

2 改定の内容

(1) 避難所運営に係る国の指針等の反映

ア 要配慮者対策

- ・ 避難所への優先入所や要配慮者向けのスペースを確保すること、入院・入所が必要となった場合に備え、医療施設や社会福祉施設と連携体制を構築することを追加
- ・ 育児・介護・医療用品や、ストーマ用装具等の備蓄や調達体制を検討することを追加

イ トイレ対策

- ・ 「災害時のトイレ確保・管理計画」を作成し、周知に努めることを追加
- ・ 多目的トイレ等を設置することを追加

ウ 指定避難所の指定、指定緊急避難場所の指定

- ・ 災害対策基本法に基づく避難所、避難場所や、同施行令に基づく福祉避難所を指定し、住民へ周知を徹底することなどを追加

(2) 熊本地震の教訓等の反映

ア 避難所外避難者（車中泊避難含む）の把握、支援

- ・ 避難所外避難者の支援や、対応方法について検討することを追加
- ・ 避難者カードの活用やIT技術を活用した避難者の把握方法を検討することを追加

イ 自立的な避難所運営体制の確立、支援

- ・ 避難所運営の基本方針として、避難者（地域住民）が自主的に避難所を運営することを追加
- ・ 避難所運営責任者をあらかじめ定めることを追加

ウ 避難所の生活環境の向上

- ・ 畳、ダンボールベッド、間仕切り用パーティション、冷暖房機器、仮設風呂・シャワー等の備蓄や調達体制を整備することを追加

エ 避難者への適切な情報提供

- ・ 避難所での情報提供手段（ラジオ、テレビ、電話等）を確保すること、避難者の必要性に即した情報を提供することを追加
- ・ 市町村から避難所や地域への情報提供ルートを確立することを追加

オ 広域応援・受援体制の整備

- ・ 他自治体からの応援、ボランティア、医療等専門的な人材などの応援・受援の調整体制を整備することを追加

3 今後のスケジュール

平成30年2月 防災警察常任委員会へ改定案を報告

3月 庁内手続を経て決定

Ⅱ 大涌谷周辺の火山活動に関する県の取組について

大涌谷周辺は、火山ガスの影響により、大涌谷園地の一部について立入規制を継続中であり、「箱根山火山防災協議会」（以下「協議会」という。）の下で、引き続き、安全対策を進めていく。

1 平成29年度の主な取組

(1) 火山に関する普及啓発の推進

- ・ 協議会構成機関のホームページ等に加え、外国人向け観光サイト「Tokyo Day Trip」などにより、高感受性者に対する立入制限の周知や火山ガスの注意喚起情報を掲載
- ・ 園地監視員に対する火山ガス等に関する研修の実施や、地域住民や避難促進施設等の従業員に対する火山に関する講演会を実施

(2) 避難対策の強化

- ・ 箱根山、富士山の噴火警戒レベルが5へ引き上げられた場合を想定した、被災者の搜索、救出・救助及び避難誘導訓練を実施
- ・ 園地事業者が、避難施設となる駐車場管理施設の建替や駅舎の拡張に着手

(3) 園地周辺施設の安全対策の推進

- ・ 大涌谷園地内外における火山ガス濃度の測定等を継続的に実施
- ・ 自然研究路の再開に向け、シェルター等の安全対策施設の整備に着手
- ・ 地すべり変動を観測するための簡易移動杭を追加設置

(4) 箱根ロープウェイの運行基準の見直し

火山ガスの注意喚起の強化や救急用具の充実など、事業者の安全対策強化を前提に、運休基準としている二酸化硫黄(SO₂)濃度を0.2ppmから5.0ppmに見直した。

2 平成30年度の取組方針

(1) 火山ガスへの対策強化

- ・ 箱根ロープウェイ及び大涌谷園地における火山ガスに対する注意喚起を継続して実施
- ・ 火山ガスに対する高感受性者の立入制限について、事前周知を徹底
- ・ 噴気孔等における火山ガスの調査を継続して実施

(2) 避難対策の強化

- ・ 火山避難計画、避難誘導マニュアル等を修正
- ・ 避難計画等の実効性を検証する避難誘導訓練を継続して実施
- ・ 避難スペース増設のため、箱根ロープウェイ大涌谷駅を拡張

(3) 安全な全面再開に向けた取組の推進

- ・ シェルター及び避難路等を整備
- ・ 避難誘導マニュアルを修正
- ・ 地すべり観測を継続実施等

3 今後の取組

大涌谷園地の安全確保と園地の全面再開に向けて、引き続き、国や町、関係事業者と連携した取組を進める。

III 総合防災センターの機能強化について

1 概要

総合防災センターの「防災情報・体験フロア」をリニューアルし、臨場感ある映像を通じて、地震の体験や津波、火山災害に関する学習ができるよう機能強化する。

2 機能強化の内容

(1) 地震体験コーナーの改修

2面の大型スクリーンを設置し、「住宅内」、「屋外」、「商業施設内」、「学校教室内」のリアルな映像を背景に、安全確保行動（シェイクアウト）を学習できるよう改修した。

(2) 防災シアターの映像コンテンツの制作

津波・火山災害について、CG等を駆使した映像を制作し、その危険性や事前の備え、発生時の対応について学習できるようにした。

(3) フリースペースの整備

心肺蘇生法（AED）や避難所の体験ができるとともに、ミニ防災教室を開催できるフリースペースを整備した。

(4) ガイダンスコーナーの更新

リニューアル後の館内の施設をわかりやすく紹介するガイダンスマップを制作した。

3 リニューアルオープン

平成30年3月1日（木）



<地震体験コーナー（屋外編より）>



<防災シアター（津波災害映像）>

IV 消防学校訓練施設の入札無効後の対応について

消防学校訓練施設の整備について、平成29年11月14日に工事の入札公告を実施したが、疑義等申立期間に入札者から申立があり、設計積算書の一部に記載誤りがあったことが判明したことから、入札を無効とした。

現在、再入札に向けた手続を進めている。

1 経過

平成29年11月14日	公告
12月 8 日	開札
12月11日～12日	疑義等申立期間 入札者からの申立により、設計積算書の一部に記載誤りがあったことが判明
12月13日	入札を無効とした
12月18日	防災警察常任委員会に、入札の無効について報告

2 再発防止の対応

本工事については、設計内容を改めて精査し、再入札に向けた手続を進めている。設計内容の精査に当たっては、関係局の協力を得て、適切に事務処理を行うことで、再発防止に努める。

なお、工事に4～5ヶ月を要し、平成29年度内の工事完了が困難なことから、平成29年度2月補正予算において、繰越明許費を計上している。

3 今後のスケジュール

平成30年3月下旬	公告
4月下旬	契約完了
5月	工事開始
10月	利用開始

＜参考＞消防学校訓練施設の概要

- ・ 近年の災害の多様化、大規模化に対応するため、様々な自然災害現場の再現が可能な訓練施設を整備し、オール神奈川の実践的トレーニングセンター（かながわ版ディザスター・シティ）とする。

V 主な防災訓練の実施状況について

前回の防災警察常任委員会（平成29年12月）以降に実施した主な防災訓練は、次のとおりである。

1 九都県市合同防災訓練（大規模地震対応図上訓練）

「九都県市災害時相互応援に関する協定」に基づき、各都県市による災害応急対策の検討や、関西広域連合からの受援調整を行うなど、大規模地震を想定した図上訓練を実施した。

(1) 実施日

平成30年1月11日（木）

(2) 場所

県庁第2分庁舎7階危機管理センター

東京都に「九都県市応援調整本部」、各都県市に災害対策本部、有明の丘基幹的広域防災拠点に国の現地対策本部が設置された前提で各拠点間の連絡調整訓練を実施

(3) 訓練内容

ア 九都県市共通の訓練項目

- ・ 九都県市応援調整本部の設置及び情報収集等
- ・ 帰宅困難者への対応
- ・ 救援物資・資機材の搬送調整
- ・ 緊急輸送路の確保
- ・ 医療救護応援調整・広域医療搬送調整
- ・ 国、関西広域連合との相互連携

イ 県単独の訓練項目

- ・ 県内政令市（横浜市、川崎市、相模原市）との連携
- ・ 災害対策本部の設置及び運営
- ・ 航空機の運用調整

(4) 参加機関等

九都県市、国（内閣府）、関西広域連合、自衛隊、海上保安庁、警察、消防、ライフライン機関等の約150名

2 Jアラートの発動を想定した国民保護サイレン一斉再生訓練

弾道ミサイルが発射され、本県に影響のおそれがある場合に、防災行政無線から流される国民保護サイレン音を県民に周知することを目的として、県内で、国民保護サイレン音を再生する訓練を実施した。

(1) 実施日時

平成30年1月31日（水）11時

(2) 対象地域

県内全市町村

(3) 訓練内容

国民保護サイレン音を市町村の防災行政無線の屋外スピーカー等から放送（横浜市、川崎市は庁内放送でサイレン音を放送）

VI 災害時の支援等に関する協定の締結について

1 協定締結の状況（平成30年1月末現在）

本県では、延べ1,199団体と514の協定を締結しており、東日本大震災以降、協定の締結は、概ね倍増している。

東日本大震災以前と現在の防災協定

協定の内容	協定数（協定相手方）		増減数
	平成23年 1月1日現在 (東日本大震災前)	平成30年 1月1日現在	
1 応急・復旧対策	136 (413)	212 (591)	76 (178)
2 避難所、避難場所等	38 (38)	144 (153)	106 (115)
3 医療救護	4 (37)	9 (102)	5 (65)
4 帰宅支援	18 (27)	42 (96)	24 (69)
5 物資供給	21 (62)	36 (78)	15 (16)
6 自治体等相互間協定	9 (47)	15 (86)	6 (39)
7 放送協力	21 (21)	22 (22)	1 (1)
8 輸送協力	6 (6)	13 (14)	7 (8)
9 包括的協定	3 (3)	12 (14)	9 (11)
10 活動拠点	0 (0)	12 (12)	12 (12)
11 住宅対策	4 (4)	16 (17)	12 (13)
12 その他	1 (1)	14 (48)	13 (47)
合 計（協定相手方）	256 (654)	514 (1,199)	258 (545)

協定内容については重複を含む。

東日本大震災以降に締結した主な防災協定

- ・ 災害等における物資の輸送等に関する協定 ((一社)神奈川県トラック協会)
- ・ 災害発生時における物資の保管等に関する協定 (神奈川倉庫協会)
- ・ 災害時等における石油類燃料の供給に関する協定 (神奈川県石油業協同組合)

2 平成29年度に締結した防災協定

平成29年度は、10の協定を57団体と締結した。

	協定	相手方	協力概要	締結時期
①	危険物タンクのスロッピング被害予測システムの運用にかかる機器の設置及び管理に関する協定	JXTG エネルギー(株)根岸製油所他4社	被害予測システムに係る機器の設置及び管理	H29. 4. 1
②	災害時等における隊友会の支援協力に関する協定	(公社) 神奈川県隊友会	被災地における情報収集	H29. 4. 24
③	災害時における帰宅困難者支援に関する協定	(株)横浜調剤薬局他2社	帰宅困難者への休憩場所・トイレ等の提供	H29. 6. 1
④	災害時の支援等に関する協定	関東財務局、関東財務局横浜財務事務所	災害時における公務員宿舎、国有地の提供	H29. 6. 13
⑤	地震・津浪・波浪・その他の災害応急工事に関する業務協定	(一社)全日本漁港建設協会神奈川県支部	災害時における応急工事	H29. 6. 19
⑥	災害時における帰宅困難者支援に関する協定	生活クラブ生活協同組合神奈川外7組合	帰宅困難者への休憩場所・トイレ等の提供	H29. 8. 1
⑦	災害時における災害救助犬の出動に関する協定	(特非)救助犬訓練士協会	救助犬による救助搜索活動	H29. 8. 29
⑧	災害時における家屋被害認定調査等への協力に関する協定	神奈川県土地家屋調査士会、県内市町村	家屋被害の認定調査	H29. 9. 21
⑨	災害時等における畳の提供に関する協定	神奈川県畳工業協同組合	被災地等への畳の提供	H29. 12. 14
⑩	災害時における段ボール製品の調達に関する協定	東日本段ボール工業組合	被災地等への段ボール製品の提供	H29. 12. 20

3 今後の対応

今後も必要に応じて防災協定の締結を進めるとともに、関係団体との訓練等を通じて、協定の実効性の確保に努める。

VII 横須賀三浦地域県政総合センターの工業保安業務の移管について

1 背景

花火大会等で使用される火薬や、LPGガス等の高圧ガスに関する許認可等の業務は、工業保安課及び各地域県政総合センター環境部が担っている。こうした中、第5次地方分権一括法により、平成29年度から火薬、平成30年度から高圧ガスの許認可等の業務が、指定都市に移譲されることとなった。

2 工業保安業務の移管

指定都市域における許認可等の業務の縮小にあっても、工業保安業務に係る高い技術力を維持するため、横須賀三浦地域県政総合センターの工業保安業務を、工業保安課に移管する。

(横須賀三浦地域県政総合センターの業務を移管する理由)

- ・ 本庁から地理的に近く、緊急時に対応する体制を維持できる。
- ・ 対象となる事業所数や、申請の処理件数が、他の地域県政総合センターに比して少ない。

3 移管業務

横須賀三浦地域県政総合センターの所管区域（横須賀市、鎌倉市、逗子市、三浦市、葉山町）における次の業務

- ・ 火薬類取締法に係る許認可や検査等の業務
- ・ 高圧ガス保安法や液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に係る許認可や検査等の業務
- ・ 電気工事業法に係る登録事務等

4 移管時期

平成30年4月1日

5 移管に伴う関係団体等への周知

業務窓口の変更による混乱が生じないよう、火薬類保安協会や高圧ガス保安協会等の関係団体の本部や支部、事業者等に対して周知している。

VIII 市町村の消防広域化の取組状況について

県は、市町村の消防体制の強化を図るため、「神奈川県消防広域化推進計画」を策定し、消防広域化を推進している。

1 各地区的取組状況

ブロック	構成市町村	取組状況
県西地区	小田原市、南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、湯河原町、真鶴町	<ul style="list-style-type: none">・小田原市、南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町及び開成町の7市町は、平成25年3月31日に広域化。・箱根町、湯河原町及び真鶴町は、段階的にこの広域化へ参加するとしている。
三浦半島地区	横須賀市、逗子市、三浦市、葉山町	<ul style="list-style-type: none">・横須賀市、三浦市及び葉山町の3市町は、指令の共同運用を開始（横須賀市及び三浦市は平成25年4月1日、葉山町は平成27年4月1日から。）・<u>横須賀市及び三浦市の2市は、平成29年4月に広域化。</u>
県央東部地区	大和市、海老名市、座間市、綾瀬市	<ul style="list-style-type: none">・海老名市、座間市及び綾瀬市の3市は、平成27年4月1日に指令の共同運用を開始。
県央西部地区	秦野市、厚木市、伊勢原市、愛川町、清川村	<ul style="list-style-type: none">・厚木市及び清川村の2市村は、平成28年4月1日に広域化。
湘南地区	平塚市、鎌倉市、藤沢市、茅ヶ崎市、寒川町、大磯町、二宮町	<ul style="list-style-type: none">・相模川を境に東西に分けた新たな枠組で、広域連携の強化について検討中。・東部の茅ヶ崎市及び寒川町の2市町は、平成28年2月15日に指令の共同運用を開始。・<u>西部の平塚市、大磯町及び二宮町の3市町は、平成29年4月から指令の共同運用を開始。</u>

2 今後の対応

消防広域化や指令の共同運用にあたり、市町村が行う施設・設備の整備に対して、市町村地域防災力強化事業費補助金による支援を行う。

また、国は、平成30年4月に「市町村の消防の広域化に関する基本指針」を改正し、平成36年4月1日まで、6年間期限を延長する予定であるため、今後、県として必要な対応を検討していく。

IX 被災地への任期付職員の派遣について

東日本大震災から7年が経過するが、技術人材の不足等により復興事業の進捗が遅れている地域もあるため、県では、被災地のニーズ等を踏まえ、任期付職員を派遣している。

1 派遣状況

土木、建築、電気、機械等の専門的な知識や経験を有する者を、神奈川県の任期付職員として採用し、3県（岩手、宮城、福島）とその県内の市町村に、107名を派遣している。

【派遣先別・分野別任期付職員派遣者数】 (H30.2.1現在)

分野 派遣先	一般事務	埋蔵文化財	総合土木	電気	建築	機械	保健福祉	合計
岩手県内	8人	—	20人	1人	2人	—	1人	32人
宮城県内	9人	3人	26人	2人	7人	1人	—	48人
福島県内	2人	—	19人	2人	2人	2人	—	27人
合 計	19人	3人	65人	5人	11人	3人	1人	107人

2 平成30年度の派遣について

被災3県とその県内の市町村のニーズを把握したところ、6分野70名について不足が見込まれることから、平成30年度も新規に任期付職員を派遣することとして今年度募集を行い、現在選考手続中。

3 派遣職員のフォローアップ

知事が、全国知事会議で被災地（岩手県）を訪問した機会を活用し、派遣職員と意見交換を行った。

また、県の幹部職員等が派遣先を訪問し、派遣職員から仕事の状況や現場の実態などを聞き取っている。また、派遣職員が帰庁する機会を活用し、意見交換等の場を設けている。

X 鳥インフルエンザへの対応について

平成30年1月5日に、東京都大田区で回収されたオオタカの死骸から、鳥インフルエンザウイルスが検出されたため、県では、「近隣都県における鳥インフルエンザの発生」として必要な対応を図った。

1 これまでの経過と対応

平成30年1月10日

- ・ オオタカの遺伝子検査でA型鳥インフルエンザウイルスが検出されたため、環境省が、回収箇所から半径10キロメートル圏内を「野鳥監視重点区域」に設定。（川崎市川崎区・幸区・中原区の各一部、横浜市鶴見区の一部が該当）
- ・ 県は直ちに、危機管理対策会議幹事会を開催し、関係者等へ鳥インフルエンザの対応について情報の共有と注意喚起を実施。
- ・ 県ホームページ「野鳥における鳥インフルエンザについて」を更新し、県民へ注意喚起を実施。
- ・ 野鳥監視重点区域の指定に伴い、区域内の野鳥の異常監視を強化。

1月12日

- ・ 県は、省内養鶏農家や畜産関係団体等に情報提供し、異常を確認した際の早期通報の徹底を指導。
- ・ 現地指導が必要と思われる農家に対して、家畜保健衛生所が立入検査を開始。

1月17日

- ・ オオタカの確定検査の結果、H5N6亜型の高病原性鳥インフルエンザウイルスが検出され、野鳥サーベイランスにおける全国の対応レベルが、国内複数箇所発生時の「対応レベル3」となる。
- ・ 県は、野鳥監視重点区域以外の地域においても、野鳥の異常監視を強化。

1月19日

- ・ 環境省の野鳥緊急調査チームが、野鳥監視重点区域内の10地点で、鳥類生息調査等を実施。（異常は認められず）
- ・ 県は、野鳥緊急調査チームとともに、県内の野鳥監視重点区域内の鳥類生息調査等を実施。

2月5日

- ・ 環境省は、2月4日24時をもって、野鳥監視重点区域の指定を解除。野鳥サーベイランスにおける全国の対応レベルが、国内単一箇所発生時の「対応レベル2」となる。
- ・ 県は引き続き、県内全域で「対応レベル2」による野鳥の異常監視を実施。

<検査状況（1月10日以降）>

No	場所	種名	検査優先種	発見羽数	回収日	簡易検査		遺伝子検査	
						検査日	検査結果	検査日	検査結果
1	横浜市鶴見区	オオバン	2	2	1/12	1/12	陰性	1/15	陰性
2	横浜市保土ヶ谷区	ユリカモメ	1	1	1/18	1/18	陰性	1/19	陰性
3	横浜市旭区	オオタカ	1	1	1/18	1/18	陰性	1/23	陰性
4	茅ヶ崎市	ハシボソカラス	その他	11	1/22	1/22	陰性	1/25	陰性
5	藤沢市	ヒヨドリ	その他	6	2/8	2/8	陰性	2/13	陰性

2 今後の県の対応

- 環境省や近隣都県と情報を共有し、県内全域で、引き続き野鳥の異常監視を実施する。
- 県ホームページ等で、鳥インフルエンザに関する情報提供及び注意喚起を行う。
- 県内の養鶏農家等で家きんに対する鳥インフルエンザの疑いがある事例が発生した場合は、「神奈川県危機管理対処方針」等に基づき、県危機管理対策本部を設置するとともに、必要な対策を行っていく。

